「つづきは三重で」魅力発信コンテンツ作成業務委託仕様書

1.業務の名称

「つづきは三重で」魅力発信コンテンツ作成業務

2.業務の目的

地域間競争が激化する中、三重県では、「選ばれる自治体」としての知名度向上・イメージアップを図るプロモーション企画「つづきは三重で」に平成27年9月から取り組んでいる。

企画の主旨は、三重県の魅力や県の施策を、プロモーションサイトや SNS などにより、必要とするターゲットに的確に届け、理解や共感、信頼を得ていくことで、三重県ファンの獲得を目指していくものである。

「つづきは三重で」プロモーションサイト(http://www.mie30.jp/)

本業務では、県の魅力や施策に関する取材記事を作成し、プロモーションサイトに掲載、情報発信するとともに、ソーシャルメディアと連動した情報拡散に取り組む。

3. 委託業務期間

契約締結の日から 2020年3月31日までとする。

4.業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1)投稿記事の作成

プロモーションサイトに投稿する取材記事(通常記事及び特集記事)を作成する。

記事のテーマは「移住」「就職・就労」「子育て」「観光」「食」「スポーツ」「注目イベント」 等を想定している(ただし、項目については変更する場合もある)。

通常記事 20 本以上、特集記事 5 本以上を作成する。また、特集記事のうち 1 本は世界遺産 登録 15 周年を迎える熊野古道に関するものとする。

目安となる文字数は3,000文字以上、添付画像は7点以上。

特集記事については、執筆する記事のテーマに専門性をもっているとともに、三重県にゆかりがあるなど県内の様々な魅力を深く理解し、自ら情報発信ができる著名なライターが作成するものとする。

資料収集、現地取材及び写真撮影等、記事作成にかかる一切の業務を行う。

(2)各種ツールを活用した効果的な PR

マスメディアやウェブ、SNS、イベント、広告、各種配布物などを効果的に活用して、プロモーションサイト「つづきは三重で」の閲覧数増加につながるようPRする。

(3)本県との調整

受託者は、業務の遂行にあたり、本県と月1回以上の定期的な打合せを行うこととする。

5.履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- ア 三重県戦略企画部広聴広報課 (三重県津市広明町13番地): 打合せ
- イ 受託者の所在地:記事作成、編集等
- ウ 三重県が指定した場所:取材先

6. 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

- 7.提出書類等及び納入物件等
- (1)提出書類等(受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。)
 - ア 実施体制図・委託業務実施計画書
 - イ 議事録
 - ウ 月間作業報告書
 - 工 要員変更申請書
 - オ 業務完了報告書
- (2)納入物件等(受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。)

業務完了報告書には、(1)のその他書類、納入物件等を含め提出する。

提出期限: 2020年3月31日

提出部数:紙媒体及びCD-R又はDVD-Rを各1部

8. 著作物の利用及び著作権

- (1)成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、三重県が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2)(1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、 受託者は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- (3)成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、 三重県 が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用 (著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- (4)成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (5) 三重県は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6)受託者は、(1)に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第 18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- (7)受託者は、(2)に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格 権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8)(6)(7)の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9)著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10)受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県 に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

9 . 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本県の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10.機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、減失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11.個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

12.業務実施上の条件

- (1)委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を 含むものとする。
- (2)受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の 疑義が生じた場合は、本県と協議を行うこと。
- (3)受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、本県が必要と認め指示する事項については、 委託料の範囲内で実施するものとする。

13. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格 停止等の措置を講じる。